

水道メーター交換のお知らせ

お客様の住んでいる区域につきましては、計量法に基づく水道メーターの交換が必要となることから、下記のとおり交換業務を行いますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

交換時期 令和7年10月14日（火）～ 令和7年11月10日（月）

交換地域 本多一丁目・二丁目、あたご一丁目～三丁目、菅沢一丁目・二丁目、大和田一丁目～五丁目

交換業者 新座市指定給水装置工事事業者

水道メーター交換に要する費用は、新座市インフラ整備部が負担します。

また、留守等により不在の場合でも交換業務を行うことがありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

なお、交換業者から、概ね1週間前までに改めて、交換実施予定期間についての「お知らせ」を配布いたしますので、よろしくお願いいたします。

※ 令和7年4月1日以降に新メーターを設置したものを除きます。

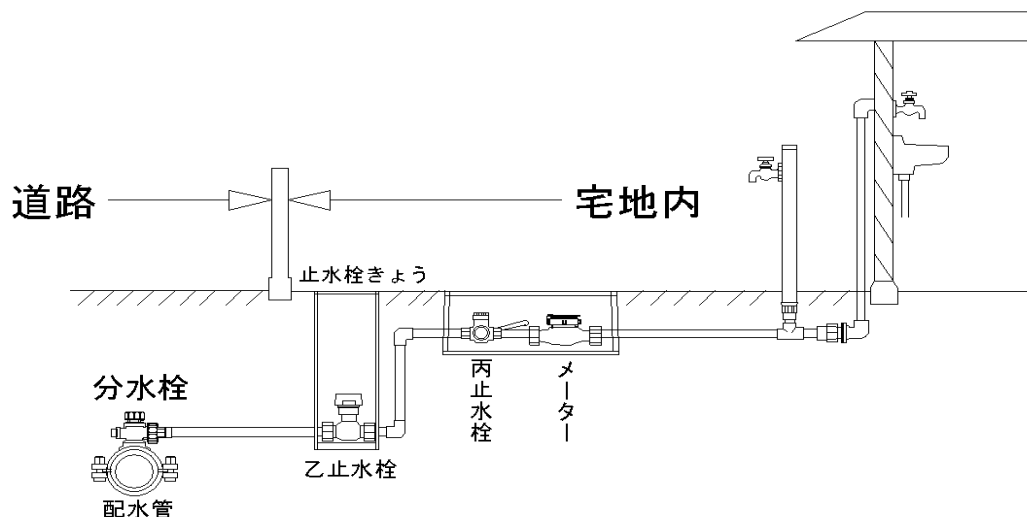
お問い合わせ先

新座市インフラ整備部 水道施設課 給水管理係

TEL 048-477-5798（平日昼間）

048-477-1111（上記以外の時間帯）

水道施設の管理区域は！



上図の分水栓から家屋内までは皆さまが管理するものとなっています。

給水装置は皆さんの所有となっておりますので、維持管理については各自で行っていただくとともに、漏水や故障の修理は市指定給水装置工事事業者へ依頼してください。

ただし、配水管からメーターの間で漏水を発見した場合は、道路陥没等の二次災害を防ぐため、早急に修理する必要があることから新座市で対応しますので、新座市水道施設課に御連絡ください。

また、水道メーターは皆さんに貸与している器具です。大切に取り扱いってください。